

令和4年12月

お客さま各位

亀有信用金庫

投信窓販に係る規定・約款類改定のお知らせ

平素より亀有信用金庫をご利用いただきまして誠に有難うございます。
さて、当金庫は下記のとおり投信窓販にかかる規定・約款類を改定いたしますのでお知らせいたします。
なお、改定後の規定・約款類は改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 今回改定する規定・約款類

- (1) 投資信託・NISA口座に関する重要事項説明書
- (2) 非課税口座約款
- (3) 未成年者口座および課税未成年者口座約款

2. 改定日

- 令和5年1月4日(水)

3. 主な改定内容

- (1) 民法改正(成年年齢引下げ)に伴う改定
- (2) 非課税管理勘定等が設定されていない非課税口座の当金庫による廃止

4. その他

- (1) 改定後の投信窓販規定・約款類は、当金庫のウェブサイトをご覧ください。
- (2) 本件に係るお問い合わせは、お近くの当金庫店舗窓口または下記までお願いいたします。

以上

《お問合せ先》

- 電話:03-3603-1864(亀有信用金庫/資金証券部) 受付時間:平日 9:00-17:00
[ホームページ <http://www.shinkin.co.jp/kameari/>]



亀有信用金庫